

令和4年度 第1回鶴岡市総合教育会議 次第

日時：令和4年6月21日（火）

午後6時00分～

場所：鶴岡アートフォーラム 2階「大会議室」

1 開 会

2 挨 拶

- ・市 長
- ・教育長

3 協 議

(1) 「鶴岡型小中一貫教育」の骨子について

(2) 「学校給食センター整備基本構想」の骨子について

(3) その他

4 閉 会

「鶴岡型小中一貫教育」 (骨子案) について



令和4年6月21日 総合教育会議

<学校教育の現状と課題>

①確かな学力の育成

- ★平成29年学習指導要領の改訂
小学校への外国語科の導入、道徳の特別教科化、プログラミング学習を含む情報活用能力の育成等
- ★タブレット型PCを効果的に活用しながら主体的・対話的で深い学びを実現し、確かな学力を育成する(思考力・判断力・表現力/算数数学と英語の学力向上)

②中1ギャップへの対応

- ★中1ギャップ→中学校への進学の際に新しい環境における学習や生活に不適応を起こす現象
- ★令和3年度不登校数(30日以上欠席)
小6 14人 **中1** 43人(新規35人)
(要因:自分に係る状況→無気力・不安、生活リズムの乱れ52%
進路に係る不安13% 友達関係12% 学業不振11%)

③社会性育成機能の強化

- ★地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加等→大人と子どものコミュニケーションの減少
- ★子どもの数の減少→子ども同士の多様な関わりの減少(より多くの教員等との関わり、異学年交流の必要性)

④ふるさと鶴岡を愛する子どもの育成

- ★地域との連携・協働による特色ある活動の充実
 - ・地域のよさや鶴岡市の強みを知る、追究する総合的な学習の充実
 - ・鶴岡市の自然、歴史、文化等を体験する活動の充実
- ★キャリア教育の充実

児童生徒数等の推移

	R4	R10
小学校児童数	5,513	4,387
児童数100人未満の小学校の校数	8	12
複式学級のある小学校数	2	5
中学校生徒数	3,013	2,678
生徒数100人未満の中学校の校数	2	3

⑤学校課題の多様化・複雑化

- ★貧困や虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加、特別支援教育の対象となる子どもの増加、いじめや不登校児童生徒の増加、外国語教育の充実やGIGAスクール構想などの時代の要請等
- ★多様化・複雑化する課題には学校単位の努力だけでは十分な対応が難しい。

～児童生徒数の減少を踏まえたこれからの小中学校教育の充実策～
コミュニティ・スクールと小中一貫教育を両輪として推進します！

確かな学力の育成

中1ギャップへの対応

社会性の育成

鶴岡を愛する子どもの育成

多様化・複雑化する課題への対応

**地域とともにある
特色ある教育の推進**

課題解決のために

小中連携教育の深化

コミュニティ・スクール

学校と保護者・地域住民等が育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みである学校運営協議会を設置している学校。

「コミュニティ・スクール」で期待されること

- ★子どもたちの学びや体験活動が充実するとともに、地域の担い手としての自覚が高まる。
- ★地域との組織的な連携・協働体制が確立することで、子どもとじっくり向き合う時間が確保される。
- ★学校の教育活動に参画することで、生きがいや自己有用感の形成につながるとともに、学校を核とした地域ネットワークが形成される。

両輪



連携

小中一貫教育

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育課程を編成して継続的・系統的な指導を行う教育。

「小中一貫教育」で期待されること

- ★一貫した方針による系統的な指導により、個性や能力を伸ばすことができる。
- ★異年齢の子どもたちの意図的な交流等により、豊かな人間性や社会性を育成できる。
- ★中1ギャップの軽減、いじめや不登校が減少する。
- ★弾力的な教育課程の編成や小学校での教科担任制の導入など創意工夫した教育活動が可能になる。

逞しさ・優しさ・賢さを育む学校教育の推進



鶴岡市教育目標

ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成



～児童生徒数の減少を踏まえたこれからの小中学校教育の充実策～
「鶴岡型小中一貫教育」を推進します！

これまでの小中連携教育

★円滑な接続を目指す

小学校と中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す。

- ①管理職で互いの状況等の情報交換
- ②中学校の説明、見学、体験授業の実施
- ③小学校6年生の状況を中学校に説明

深化

鶴岡型小中一貫教育

★系統的な教育を目指す

小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す。

- ①目指す子ども像等の共有
 - ②9年間を通じた教育課程の編成
 - ③児童生徒、教職員の計画的な交流
 - ④家庭・地域との連携
- ※既存の11中学校ブロックでの一貫教育を進める。

発展

小中一貫校の設置

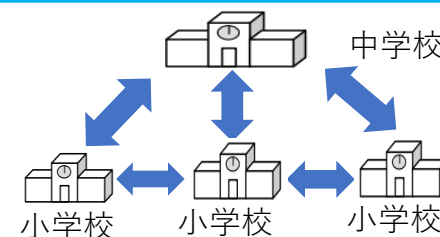
併設型一貫校



施設一体型



既存の枠組での一貫教育



鶴岡型小中一貫教育のねらい

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 連続した学びによる学力の向上 | 2 豊かな人間性、社会性の育成 |
| 3 心身の健康の増進と体力の向上 | 4 ふるさと鶴岡を愛し、誇りに思う心情の育成 |

鶴岡型小中一貫教育の基本方針

- 1 これまでの「小中連携教育」を深化させ、4つの「つながり」を大切にした「鶴岡型小中一貫教育」を進める。
- 2 中学校区の実情を踏まえ、小中一貫校への移行も含めて小中一貫教育を推進する体制を検討し、整備する。
- 3 コミュニティ・スクールとの関連を図り、地域ぐるみ（中学校区）で子どもを育てる体制づくりを進める。
- 4 特に「ふるさと学習」（総合的な学習の時間）や「外国語教育」、「ICT活用教育」の充実を図る。

基本方針 1 これまでの小中連携教育をさらに深化させ、4つのつながりを大切にした「鶴岡型小中一貫教育」を進める。

「鶴岡型小中一貫教育」で大切にする4つのつながり

①目標をつなぐ→目指す子ども像の共有

- ★「逞しさ」・「優しさ」・「賢さ」を身につけた世界で活躍できる・地域に貢献できる人材の育成を目指す。
- ★児童生徒の課題を踏まえ、課題の解決に向けて9年間で育む子ども像や取組みの重点を明らかにして共有する。

②教育課程をつなぐ→9年間を通じた教育課程の編成

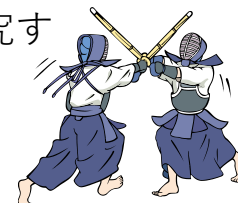
- ★目指す子ども像に基づき、重点等に対応した教育課程を編成する。
 - ・系統を明らかにした教育活動の実施(数学、英語、総合等)
 - ・課題に応じた授業時数の配分
 - ・学年区分の設定(4-3-2等)
 - ・計画的な乗り入れ授業の実施
- } 小中一貫校

③活動をつなぐ→教職員の協働、児童生徒の交流

- ★小学生と中学生の交流
 - ・小学生による中学校体験入学
 - ・中学生による小学校でのボランティア活動
 - ・ICTを使った学校間交流 etc
- ★教職員の協働を実現する組織づくり・合同研修
 - ・教務、学習指導、生徒指導、健康安全指導、特別支援教育での組織づくり
 - ・ブロック研修会の実施

④家庭・地域と意思をつなぐ→家庭・地域との連携

- ★目指す子ども像等を共有し、「家庭・地域とともにある小中一貫教育」を進める。
 - ・PTAと連携したネットモラル等の指導
 - ・地域のよさや鶴岡の強みを知る、追究する「ふるさと学習」の推進
 - ・休日部活動の地域移住の促進 etc

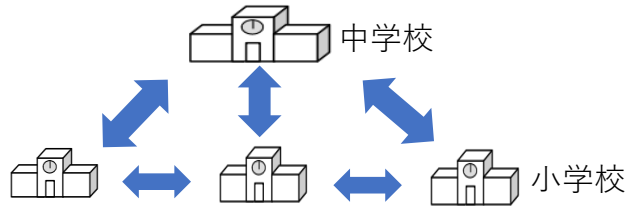


基本方針

2 中学校区の実情を踏まえ、小中一貫校への移行も含めて小中一貫教育を推進する体制を検討し、整備する。

予想される小中一貫教育の形態

(1) 一貫校までは設置しないものの、連携を深化させた一貫教育を行う



- 目指す子ども像を共有し、9年間を見通した教育課程を編成することで、体系的な教育活動を実施できる。
- 共通した取組みや計画的な児童生徒及び教職員の交流を実施できる。

(2) 併設型小学校・中学校



校長2人、2つの職員組織
※現行の枠組みで移行できる

- 学校関係者の小中一貫教育の意識が高まる。
- 「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- 教員の計画的な乗り入れ授業が実施できる。(小学校での教科担任制の実施、中学校での免許外指導の解消につながる。)
- 「中1ギャップ」がより軽減されることが期待できる。

(3) 義務教育学校
(施設一体型)



校長1人、1つの職員組織
※目標等が共有しやすい

小中一貫教育を推進する体制づくり

(1) 小中一貫教育基本計画策定委員会
(R5)

- 「鶴岡型小中一貫教育基本計画」について協議する。
- ※小学校長会、中学校長会、PTA、町内会・自治振興会の代表者、教育委員会

(2) 小中一貫教育推進委員会
(R6～)

- 年度ごとに「鶴岡型小中一貫教育」の全体計画を協議し、市全体で取り組むことを確認し、取り組みを評価する。
- ※各ブロックの校長の代表、教育委員会

(3) 各ブロック小中一貫教育推進委員会
(R6～)

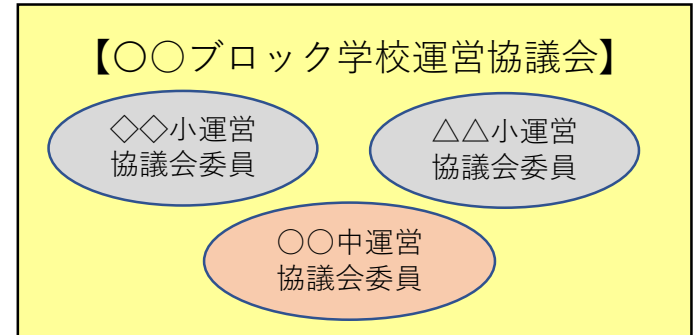
- 年度ごとに各ブロックでの「小中一貫教育推進計画」を協議し、ブロックで取り組むことを確認するとともに、取り組みを評価する。ブロック研修会を開催する。
- ※各小中学校の校長(必要に応じて教頭も)、担当指導主事(教育委員会)

基本方針

3 コミュニティ・スクールとの関連を図り、地域ぐるみ（中学校区）で子どもを育てる。

小中一貫教育とコミュニティ・スクールとの関連

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携を図りながら目指す子ども像等を共有し、「地域とともにある小中一貫教育」を進める。・地域の方々の教育活動への参画 ・休日の部活動地域移行の促進 etc
- 全中学校区毎に学校運営協議会を設置し、小中一貫教育推進計画についても協議し、家庭や地域と連携した取り組み等について確認し、評価する。



基本方針

4 特に、「ふるさと学習」（総合的な学習の時間）や「外国語教育」、「ICT活用教育」の充実を図る。

「ふるさと学習」・「外国語教育」・「ICT活用教育」の充実

- 地域のおよさや鶴岡市の強みを知る、追究する活動を「ふるさと学習」（総合的な学習）として系統的に実施する。
- 本市の「CAN-DOリスト」を基にした系統的な指導により、英語の4技能をバランスよく育成する。
- ICT活用スキルの段階を明らかにしながら、タブレット型PCを効果的に活用し、情報活用能力等を育成する。



「鶴岡型小中一貫教育」等の推進予定

R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
<p>鶴岡型小中一貫教育基本計画の検討・策定</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校ブロックでの具体計画の検討 ・小中一貫校の条例・規則の制定 	<p>新しい鶴岡型小中一貫教育の実施 (成果等の検証・発信)</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校ブロック毎の学校運営協議会への移行・準備 ・学校運営協議会規則の改定 	<p>新しいコミュニティ・スクールの実施 (成果等の検証・発信)</p>			

1 新しい鶴岡型小中一貫教育 R7スタート!

- (1) 令和4年度に関係課、校長会等で協議し、小中一貫教育基本計画(案)を作成する。
- (2) 令和5年度に「小中一貫教育基本計画策定委員会」を開催し、「鶴岡型小中一貫教育基本計画」を策定する。
- (3) 令和6年度に各中学校ブロックで具体計画を検討するとともに、一貫校設置に向けての条例・規則を制定する。

2 新しい学校運営協議会 R7スタート!

- (1) 令和6年度までは、現行の学校運営協議会を継続する。(R4現在→朝六小、黄金小、大泉小、上郷小、西郷小、豊浦小・豊浦中、東栄小、渡前小、あさひ小・朝日中、あつみ小、鼠ヶ関小 計13校、11協議会)
- (2) 令和5年度から中学校ブロック毎の学校運営協議会への移行・準備を始め、令和6年度に学校運営協議会規則を改定する。(各中学校ブロック毎の設置、委員の人数、任期)

I 現状

1 施設数

- 現在、5センターが稼働し、各地域の小・中学校に給食を提供。(羽黒地域には鶴岡センターから提供)

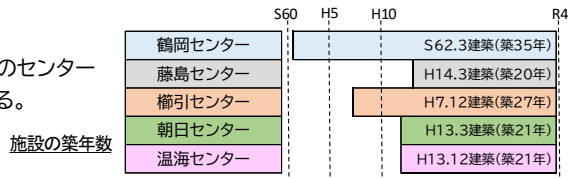
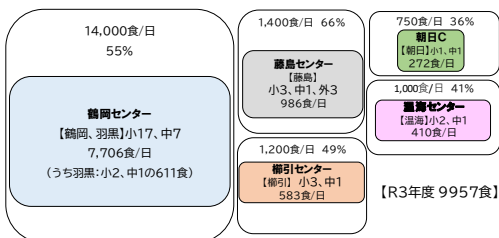
2 稼働率

- 少子化の進行により、各センターの稼働率は36~66%。

3 築年数

- 鶴岡センターは築35年、その他のセンターも築20~25年程度となっている。(R4年現在)

センターごとの供給能力及び提供食数



II 課題

1 老朽化の進行

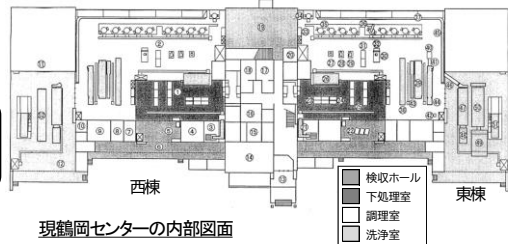
- 鶴岡センターは築35年を迎え、施設及び設備の老朽化が進んでいる。
- 躯体の劣化が見込まれること、工事期間の確保が困難なこと等から、大規模改修は困難であり、建て替えが必要。

現鶴岡センターの老朽化の状況



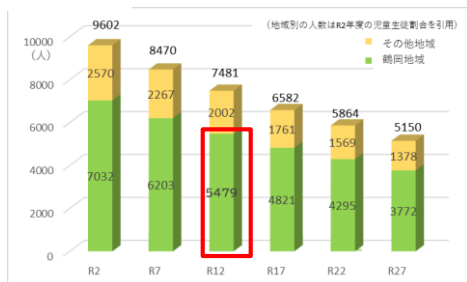
2 安全衛生環境が不十分

- 鶴岡センターは、現行の「学校給食衛生管理基準」を満たしていない。
- 汚染区・非汚染区の作業区域が不明確
- 調理室内の空調設備が不足
- 調理従事者専用トイレがない など



3 人口減少への対応

- 鶴岡センターの建て替えにあたっては、人口減少を考慮した適正規模の検討が必要。
- 今後の人口減少を見据え、各センターの効率化が必要。



4 民間活力導入の検討

- 鶴岡センターの建替え及び運営に関しては、財政負担の軽減や安全で高品質な給食提供のため、官民連携手法の導入の可能性を検討することが必要。

社研[※]による5~14歳区分の将来人口推計
※国立社会保障・人口問題研究所

III 鶴岡市学校給食あり方検討会の提言 (R3.2月)

(R1~2年度に4回開催)

1 学校給食のあり方について

- 学校給食発祥の地、食文化創造都市にふさわしい食文化の継承
- 地元生産者と連携した地産地消と学校と連携した食育の充実
- 全域給食停止という不測の事態を回避
- 調理後2時間以内の喫食に対応するため、配送距離と所要時間を重視
- 小学校や一般市民の施設見学に対応
- 学校以外の施設への提供、給食レシポを活用した地域づくりなどに配慮

2 給食供給体制の方向性について

- 現行の分散型を軸にした効率的な配置
- 上位計画に則った児童・生徒が喜ぶ安心安全な学校給食の提供

IV めざす新センター像

食文化の継承と、児童生徒の顔がほころぶ安心・安全な学校給食の提供

5つの基本方針	内容
1 安心・安全でおいしい給食の提供	・衛生管理の徹底 ・働きやすい調理室 ・食物アレルギーへの対応
2 栄養バランスのとれた魅力ある給食の提供	・栄養バランスに配慮した献立づくり ・ユネスコ食文化創造都市として食文化の継承
3 食育の推進	・栄養教諭等による食育指導 ・地産地消の推進 ・学校給食発祥の地の活用 ・施設見学や試食会の開催
4 将来にわたり安定的な給食提供体制の構築	・財政負担に配慮した施設整備と運営 ・省エネや再生可能エネルギーに配慮 ・SDGsへの積極的な取組 ・民間活力の導入検討
5 災害への対応	・災害に強い施設の検討

V 進め方の流れ

